枚方市条例第　14　号

枚方市手数料条例の一部を改正する条例

枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の項の表10の項中「審査」の次に「（次項に規定する場合における審査を除く。）」を加え、同表25の項を削り、同表24の項中「審査」の次に「（11の項に規定する場合における審査を除く。）」を加え、同項を同表25の項とし、同表11の項から23の項までを１項ずつ繰り下げ、同表10の項の次に次のように加える。

11	法第79条の２第１項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び法第115条の31において準用する法第70条の２第１項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該２の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該２の申請に対する審査	10,000円

附　則［令和6年3月7日公布］

この条例は、令和６年４月１日から施行する。